

平成18年6月15日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八子
8番 上野淑子
10番 吉川里己
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	渡	啓	祐
副	市長	古	賀		滋
副	市長	大	田	芳	洋
教	育	庭	木	信	昌
総	務	大	庭	健	三
企	画	前	田	敏	美
市	民	藤	崎	勝	行
福	祉	中	原	正	敏
経	済	松	尾	茂	樹
建	設	大	石	隆	淳
山	内	田	代	裕	志
北	方	未	次	隆	裕
教	育	古	賀	堯	示
水	道	伊	藤	元	康
市	民	木	寺	甚	藏
総	務	古	賀	雅	章
財	政	森		基	治
企	画	宮	下	正	博
選	挙	古	川	正	明
監	査	山	下	眞	琴
農	業	森	山	義	秀

議 事 日 程 第 6 号

6月15日(木)10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第46号議案 | 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務文教常任委員会付託) |
| 日程第2 | 第47号議案 | 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務文教常任委員会付託) |
| 日程第3 | 第48号議案 | 武雄市税条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第4 | 第49号議案 | 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第5 | 第50号議案 | 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第6 | 第51号議案 | 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第7 | 第52号議案 | 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第8 | 第53号議案 | 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例(質疑・総務文教常任委員会付託) |
| 日程第9 | 第54号議案 | 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第10 | 第55号議案 | 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更について(質疑・建設常任委員会付託) |
| 日程第11 | 第56号議案 | 武雄市体育施設の指定管理者の指定について(質疑・総務文教常任委員会付託) |
| 日程第12 | 第57号議案 | 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定について(質疑・総務文教常任委員会付託) |
| 日程第13 | 第58号議案 | 武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について(質疑・産業経済常任委員会付託) |
| 日程第14 | 第59号議案 | 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について(質疑・産業経済常任委員会付託) |

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第15 | 第60号議案 | 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について
(質疑・産業経済常任委員会付託) |
| 日程第16 | 第61号議案 | 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について
(質疑・産業経済常任委員会付託) |
| 日程第17 | 第62号議案 | 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について (質疑・建設常任委員会付託) |

開 議 10時1分

議長 (杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました報告第8号、それに請願第2号及び請願第3号を追加上程いたします。

執行部から、きのうの4番松尾陽輔議員の成年後見人制度の質問に対する答弁の申し入れがっております。ここでその答弁を許可します。

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

おはようございます。昨日の松尾陽輔議員の一般質問に対し答弁不足がございましたので、答弁させていただきます。

成年後見制度の対象者の数でございますが、約240名程度いらっしゃると思っております。

議長 (杉原豊喜君)

それでは、日程に基づき議案審議を開始いたします。

日程第1 . 第46号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第46号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案の1ページから2ページ、新旧対照表の1ページから3ページ、例規集第1巻の8,083ページから8,119ページでございます。

この条例は、労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改定するとともに、労働者災害補償保険制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、地方公務員にあっては総務省令で定める措置を講ずることとする地方

公務員災害補償法の一部改正に伴い、通勤の範囲と障害の等級にかかわる規定の改正を行うものであります。

具体的な改正内容は、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を通勤の範囲に加えるもので、条例中、通勤に関し定義する第2条の2第1項の規定に「一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動」を同項第2号として加え、第9条以下の「障害の等級」または「等級」を「障害等級」と改めるものでございます。また、別表第2の表中「法別表の例による」を「法第29条第2項に規定するところによる」に改める改正は、地方公務員災害補償法第29条に第2号が加えられ、障害等級はその障害の程度に応じて、重度の者から順に第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は総務省令で定めると規定されたことから、この条文を別表において引用することにより、障害等級ごとの障害について総務省令で定めることとするものであります。そのほか、条文の整備として第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改めております。

なお、附則において施行期日を公布の日からとし、あわせて必要な経過措置を定めております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第46号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第2．第47号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第47号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案の3ページ、新旧対照表の4ページ、例規集第1巻の9,054ページから9,063ページでございます。

この条例は、第54号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について設置をお願いいたしております同審査会委員における報酬の額を定めるものでございます。

報酬の額につきましては、業務内容が類似する杵藤地区広域市町村圏組合の介護認定審査

会委員が受ける報酬の額と同じ日額13,800円といたしております。

なお、附則で施行期日を平成18年7月1日からといたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第47号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3．第48号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

おはようございます。第48号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の4ページから16ページまでございます。

武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が第164回通常国会において可決成立、3月31日をもって法律第7号として公布されました。その中で、4月1日から適用するものについては専決処分させていただき、4月の臨時会で承認をいただいております。

今回お願いいたします条例の改正につきましては、同法の公布に係るもので、平成18年7月1日以降の施行に係る市税条例の改正でございます。

お手元の議案参考資料として新旧対照条文を配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。新旧対照条文の5ページから38ページでございます。

それでは、今回の改正の主なものを述べさせていただきたいと思います。

まず、個人市民税の所得控除についての改正でございますが、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設されたものでございます。地震保険料控除額は支払い額の2分の1で、最高25千円の所得控除となっております。従来長期損害保険料控除は10千円でありました。この改正は平成20年1月1日から施行となっております。

次に、個人市民税の所得割の税率の改正ですが、これは税源移譲に伴う改正でございます。内容についてですが、今まで課税所得金額に段階的に税率が上がる累進課税になっておりましたが、一律6%になったものでございます。なお、参考でございますが、県民税は4%となっております。

この改正により、所得割額の住民に対しての所得税及び住民税を含めた税負担の全体額が変わらないように、住民税の中で調整控除として追加改正されております。内容としては、

合計課税所得金額の2,000千円以下と2,000千円を超える場合に区分し、障害者、寡婦・寡父、勤労学生、また扶養控除等、所得税と住民税との人的控除の差の分を一定の率で算出した所得割の額から控除するという改正になっております。また、この所得割の市民税と県民税の税率の割合、6対4に合わせて事業所得、譲渡所得等の所得割の税率及び控除率等の改正がなされております。改正前ですが、約7対3でございました。

次に、今回の改正が所得税を含めた税率改正のため、今まで納税者が所得税で適用を受けてきた住宅ローンの税額控除を税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税において控除されてきた額と同等の負担額となるよう、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除が追加改正されております。これは平成19年4月1日からの改正となっております。

次に、たばこ税の税率の改正でございますが、3級品以外が1,000本につき2,977円が3,298円に、3級品が1,000本につき1,412円が1,564円に改正されております。この改正は、平成18年7月1日からの施行となっております。

以上で第48号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第48号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託いたします。

日程第4．第49号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第49号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の17ページでございます。議案参考資料、新旧対照条文39ページで、例規集1巻の12,872ページからでございます。

今回お願いいたしております武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が第164回通常国会において可決成立、本年3月31日をもって法律第7号として公布、4月1日から施行となり、それに伴い4月1日から施行されるものにつきましては、4月の臨時会で御承認をいただいておりますが、今回の改正につきましては、平成19年4月1日から施行される分について改正させていただくものでございます。

改正の概要についてでございますが、いずれも条例附則の改正でございます。税源移譲に

伴い地方税法の附則の改正がなされており、条項移動が生じておりまして、それに伴って引用している条例附則の改正をするものでございます。附則第13項から20項まで改正をしているところでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成19年4月1日と定めております。

以上で第49号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第49号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第50号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第50号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の18ページでございます。議案参考資料、新旧対照表43ページで、例規集2巻の1,082ページでございます。

今回提案しております武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、在宅療養者と入院患者との均衡を図るために、入院時の食事療養費を自己負担していただくよう改正をするものでございます。この助成制度は、県単独の医療費助成制度に基づくものであり、県費の助成制度の見直しにより、本年7月から食事療養費の助成が廃止されますので、これにあわせて市においても同様な考え方により提案をするものです。

改正の内容は、条例第2条第7号中の「、入院時食事療養費」を削除するものです。

施行日につきましては、本議会に提案をいたしまして、周知期間を3カ月設け、10月の食事療養費から廃止をお願いするものでありますので、10月1日といたしております。

また、7月から9月までの3カ月分の県費補助分相当額については、市が負担するようにいたしております。

なお、医療費につきましては、従前どおりの助成が行われます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第50号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第6．第51号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第51号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の19ページ及び議案参考資料、新旧対照表44ページでございます。例規集2巻1,116ページでございます。

今回提案しております武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、在宅療養者と入院患者との均衡を図るため、入院時の食事療養費を自己負担していただくよう改正をするものでございます。

この助成制度は、県単独の医療費助成制度に基づくものであり、県費の助成制度の見直しにより、本年7月から食事療養費の助成が廃止されますので、これにあわせて市においても同様な考え方により提案をするものです。

改正の内容は、条例第2条第4号中の「、入院時食事療養費」を削除するものです。

施行日につきましては、本議会に提案をして、周知期間を3カ月設け、10月の食事療養費から廃止をお願いするものでありますので、10月1日といたしております。

また、7月から9月までの3カ月分の県補助分相当額につきましては、市が負担するようにならしてあります。

なお、医療費につきましては、従前どおりの助成が行われます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第51号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第7．第52号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第52号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の20ページ及び議案参考資料、新旧対照表45ページでございます。例規集2巻3,493ページからでございます。

今回提案しております武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、第1に在宅療養者と入院患者との均衡を図るため、入院時の食事療養費を自己負担していただくようにすること、第2に他の制度と均衡を図るため、医療費の個人負担を定めるよう改正をさせていただくものでございます。

この助成制度は、県単独の医療費助成制度であり、県費の助成制度の見直しにより、本年7月から食事療養費の助成を廃止するとともに、医療費の個人負担が設けられましたので、これにあわせ市においても同様な考え方により提案をするものであります。

改正の内容は、条例第2条第2号中の「、入院時食事療養費」を削除するものです。

第3条では、施設入所者の規定を設けるものです。

第5条では、医療費の個人負担として月500円をお願いするものです。

施行日につきましては、第3条の規定は4月1日から、第2条及び第5条の規定につきましては周知期間を3カ月設け、10月の食事療養費から廃止をお願いするものでございますので、10月1日といたしております。

また、7月から9月までの3カ月分の県補助分相当額については、市が負担するよういたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託いたします。

日程第8．第53号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第53号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案の22ページ、例規集第2巻の18,088ページからでございます。

この条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い改正するものでございます。

改正の内容でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害

補償等基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払い額を分団長、副分団長及び部長・班長の三つの階級区分における勤務年数10年以上15年未満、15年以上20年未満、及び20年以上25年未満の三つの区分においてそれぞれ2千円増額するものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとし、改正後の規定は平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用するなどの必要な経過措置を定めております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第53号議案に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。2点だけお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、今財政が非常に厳しい中で、もろもろの要件はすべて下がっておりますけれども、2千円にしても、団員の数からいけば少々の金額になるかと思っておりますけれども、その理由を1点。

もう1点は、これは部長、分団長等々でございますけれども、もしこれを上げるとすれば、団長、副団長は合併においても非常に骨を折っておられますけれども、その分についての上げ幅は、仮に2千円であっても、団長、副団長も何とか考慮の中に入れるべきではないかと思うんですけれども、その2点についてお尋ねをいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の処遇改善ということで、報償金基金の値上げでございまして、これは今回、合併によって若干消防団員の手当等も調整されておりますけれども、国の調整に伴って行ったということでございます。

それから、団長、副団長もということですが、今回は、先ほど言いましたように、団員の処遇改善ということで、現場の方での活動を主にとというようなことじゃないかというふうに解釈しております。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

今の答弁の中で、現場を主にとということで答弁がありましたけれども、私が今まで、例えば東川登の例を出しますと、東川登で火事があったときに、だれが来るかという、団長はもちろん、副団長も含めてイの一番に来ますよね。現場を重視したというのは理由にならない

いかと思いますけれども、その辺について、私は今度総務文教常任委員ではありませんので聞かれませんが、詳細に答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

若干説明に不適切な言い方がございましたことをまず訂正させていただきます。

今回の国の方の処遇改善に伴ってしたものでございまして、中間層を中心に処遇改善がされているということでございます。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時29分

再 開 10時31分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回ののはあくまでも国の基準の改正に伴うものでございまして、先ほど申し上げましたように、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令にあわせて改正するものでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第54号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第54号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について補足説明を申し上げます。

議案集24ページでございます。

障害者自立支援審査会は、障害者自立支援法第15条で障害者の障害程度の区分の審査認定を行う機関として設置が義務づけられております。審査委員の確保や事務の効率性の観点から、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町の3市4町で地方自治法

第252条の7第1項の規定に基づき、杵藤地区障害者自立支援審査会を共同設置するものがあります。

設置に当たり、規約を定めるため、関係市町と協議することについて議会の議決をお願いするものであります。

25ページをごらんください。

杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約を掲載しております。

第1条で設置する市町名及び趣旨を定めております。

第2条で名称を、第3条で執務場所として武雄市役所、第4条で委員の定数を24人以内と定め、第5条で委員の選任方法、第6条で委員の身分取扱いとして武雄市条例で定めることを規定、第7条及び第8条で事務職員に関する規定、第9条で共同運営経費について定め、第10条以下、所要の規定を定め、附則で施行日を平成18年7月1日からといたしております。

なお、共同運営経費の負担金につきましては、平成18年度分は均等割20%、人口割40%及び審査件数割40%とする予定でございます。

また、本規約につきましては、共同設置する各市町において6月定例議会議案として提案される予定でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第54号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口攝久議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、多分付託されるであろう所管に属していますので、本会議の席できちんと表明してもらいたい部分だけについてお尋ねしたいと思います。

これは二つございますが、一つは共同設置のことはいわゆる法、あるいは必要に応じてされるわけですから、これは当然必要だと思えますけれども、この点は、要するに武雄市において云々と、こうありますが、ほかの市町村が出す分は、それぞれ町村においてするというふうな条例になっているのか、その点をお尋ねします。

もう1点は、この事務が　この場合は武雄市の条例ですから武雄市が中心となってやるような形になっていますけれども、それについていわゆる事務の負担の割合等についてはどういうふうになっているか。その点をあえてお尋ねするのは、武雄市がそういういろんなものを中心になってやるのはいいことなんですよ。それは確かにいいことだと思いますけれども、結局肝心なときになって、武雄市がやることに反対する町村がいっぱいありますからね、そういう点もちょっと気になった点が幾つかありました。ですから、これは今申し上げませんけれども、そういうふうにお互いがそういうふうなものを、例えば、ごみ処理場にしても何にしてもですね、武雄市がいろんな意味で迷惑を一切引き受けて、なおかつ何か武雄市とあって呼びかけをしようというときになったら反対する町村があるということは、確かに事

実としてあるわけですよ。私は武雄の議員だから、そういうふうにあえて言っているわけですよ。というのは、そういうのはいいんです、そういう含めてやっていいんですけど、問題はそういうときにもきちっとお互いが協力し合えるような体制をとってもらえるような共通の認識のもとにこういうのは武雄市が中心になってやるならやっていいと思いますけれども、この場合はそれぞれの加盟する各市町村が、要するにお互いが負担し合い、お互い条例をみんな七つなら七つがつくってやるのかどうか、そこらをまず聞いて、それから再質問したいと思います。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時37分
再	開	10時38分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

この共同設置に関する件につきましては、関係する市町で十分協議をいたしまして、確認をして、本議会に提案をいたしておるものでございます。

第1点についてでございますが、第1点の議案の提案でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、各市町において6月定例議会議案として提案をされるところでございます。

それから、第2点目の事務の負担割合についてでございます。これについても、確認をいたしておりまして、平成18年度分については均等割、これはいわゆる設立当初のことであり、共同で設置をいたしますので、均等割については設けると。それから、人口割、それから審査件数割を入れまして、均等割20%、人口割40%、審査件数割40%とする確認をいたしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口攝久議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の答弁で、経費とか、そういうふうなものについてどうこう私言っているわけじゃないんですよ。例えば、第7条にありますように、「審査会に関する事務は、武雄市の吏員その他の職員が」云々と書いてありますけれども、じゃあ、よそで出される条例は、例えば、大町町なら大町町の吏員及び何と、こういうふうにした条例になるわけですか。それぞれの議会でということであれば、そういうふうな条例になるのかどうか、その点をちょっとお聞

きしたいと思います。資料として出してください。

それから、私が申し上げたのは、決して武雄市が杵藤の中核になるものですから、いろんな意味でリーダーとまでは言わなくても、少なくとも積極的にやっぱりそういうふうな中心の都市としての気持ちでいるんなことをやっていくのはいいし、また大賛成なわけですよ。ですけれども、例えば、子供の救急医療体制づくりのときも、やっぱり町村によっては反対をする町村もあります。本当は武雄市に来るわけですよ、子供たちも。ぜひしてやらにゃいかんわけですよ。ですけれども、そういうふうなことがあるから、やっぱりこういうふうに共同で何かやるときは、きちんとそういう意識も持ってもらわんとですね。私はあえて広い心を持って、あえて狭いことを言っているわけですよ。そこらをひとつ理解してほしいと思いますが、これはもう委員会で論議をしますけれども、非常に大事な問題があると思いますよ。ですから、そこらについてもう少し資料を出して、これはいいことですから、また必要なことですから、資料を出して、その点について、2点今言ったようなことについて説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

第7条に係る事務職員を含めて、この条例をどこでも出しているのかということですが、ここに25ページに示している規約を、先ほど言いましたように、各市町提案をしているところがございます。

それとあと、この共同設置にかかわる協議の経過等については、後だって資料を提出させていただきます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第10．第55号議案 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第55号議案 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更について補足説明を申し上げます。

大野地区農業集落排水事業につきましては、平成15年度から工事に着手し、平成19年供用開始を目途に、現在、管路工事、処理場建設工事等を施工しているところでございますが、昨年度から本年度までの継続工事として、昨年9月の山内町議会で議決を受けました汚水処

理施設建設工事の仮設工事における土どめ工の段階で想定外の土質により、土どめ工の施工方法に変更が生じ、請負契約額を変更せざるを得ない状況になりましたので、今年5月19日に仮契約を締結したところでございます。

本議案は、この仮契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要でございますので、御承認をお願いするものでございます。

仮契約書の写し、計画平面図、仮設計画平面図、土工横断図は、議案資料の1ページから4ページに添付をいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

当該工事の進捗状況につきましては、今年12月竣工を目途に、現在、地下の水槽部分を完了し、これから地上部分に取りかかるという状況でございます。

それでは、工事の変更内容について御説明いたします。

変更の主なものは、仮設工事における処理場東側の土どめ工の工法変更でございます。当初、ウォータージェットバイブロハンマーによる鋼矢板工法で計画いたしておりましたが、試験打ちの際、土質が硬岩層で貫入不能でございましたので、検討しました結果、削孔の工法をダウンザホールハンマーに、また土どめ工法をH鋼の親杭横矢板工法に変更いたしております。この変更によりまして、約13,560千円の増額ということになっております。

また、処理場西側の掘削工法は、当初、オープンカットで計画をいたしておりましたが、岩盤面の風化、湧水等の要因からのり面が崩壊をいたしましたので、再崩壊の可能性もあり、検討した結果、施工ヤードの確保と人的災害防止から東側と同様、ダウンザホールハンマーによるH鋼の親杭横矢板工法に変更いたしました。これで約9,500千円の増額としております。

土工における岩盤掘削につきましても、当初、バックホーによる掘削を計画しておりましたが、硬岩層が出現をいたしましたので、大型ブレーカによる岩盤破壊掘削工法に変更をいたしました。これによりまして1,060千円程度の増額となっております。

また、中間層の掘削で発生した礫まじりシルト質土は含水比が高く、そのままでは埋め戻し土として流用できないと判断されましたので、石灰混合による土質改良に変更し、再利用することにいたしました。この工法により3,280千円程度の増額ということになっております。これによりまして、設計で2,740千円の増というような形になりました。これらに変更増が、実質的には入札減等々ございまして、トータル的には27,000千円ということで変更をいたしております。これが変更の内容でございます。

なお、この仮契約書は武雄市議会の議決を得たときは、本契約として成立することを武雄市と請負者の間^{あいだ}（359ページで訂正）・ユニチカ建設共同企業体、双方合意をいたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りま

すようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第55号議案に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねですけれども、これは実際の当初の設計の中では、矢板の8メートルの型やったですね。その中で、工事をする上で設計変更せんばいかんというような言い方をされましたけれども、これは恐らく地質調査をなされていると思うわけですよ。その中で、H鋼じゃなからんばいかんという理由がなぜそこで出てくるのか。型じゃなくて、今度は型でも型でもいったら、H鋼の300の300との対比ですね。それと、反対側の方の地質調査をしておいて、オープンでいくのを今度はH鋼をまた打つと、この理由。当初からわかったようなやり方のような気がするわけですよ、考え方としてですね。うんにゃ、よかさいと、仕事をしよってそのときに変更で幾らなりと乗せるぎよかろうもんというような感じがとれるような出し方のような気がするわけですよ。そういうふうなことってありなのか。

それともう一つは、例えば、これを地盤改良なりをして8メートル、これは反対側のH鋼の300の300はLが6メートルなんですよ、6メートルやったら地盤改良してでも、逆を考えれば、H鋼を打って金額が上がるものか、地盤改良して下がるものか、その辺のところの対比をされたのかどうか、その2点をまずお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答えを申し上げる前に、1点訂正をお願いいたします。

先ほど「武雄市と請負者の間」と言いましたけど、「間」でございます。まことに申しわけございません。訂正をさせていただきます。

今、質問がありました、事前に調査をして設計を組んだのかということでございますが、事前に調査をして、ここに岩盤があるということはその調査時点でわかったということでございますけれども、その時点では、当初、設計をされました工法でできるのではないかとということで、そういう費用が安いという形で設計をされたということでございます。

それから、もう片方の掘削の方でございますけれども、掘削したところ、その後、雨が降って、その段階で地層の傾斜が思うより厳しく、土砂が崩れて、どうしてもこのところのとめをしなければならぬということで、この分については掘削からH鋼を打ってやるということに変更がなされたというふうにお聞きをいたしております。そういうことでございます。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

質問したときに、一つ答弁がなされていないわけですよ。それはなぜかという、例えば、H鋼を打ってもてるものか、あるいは地盤改良をしてもてるものか、その辺のところの対比はしたですかというとはまだ答弁をもうとらんわけですね。

それともう一つ、型矢板とH鋼でなければいけないという理由の中で、例えば、例を出せば、武雄大橋って、武雄川の下流にありますよね。あそこが滑ったときには、H鋼じゃなくって、矢板型の19メートルのものを打ってもたわけですよ。あの柔らかい軟弱地盤の中で、そして今橋が建っておるわけでしょうが。6メートル下には岩盤があると、そういう中で、これH鋼までして、26,000千円までかけてですね、これは仮設でしょう。その理由がちょっと弱いと思うわけですよ。

対比をされたのかと、なぜ当初からわかっているような施工のあり方で、何となく後からこれは、さっきも言ったように、後で上乘せばするぎよかろうもんというような感じのするようなやり方のような気がするわけですよ。その辺のところを詳細に答弁をほしいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

失礼いたしました。H鋼の型、型の部分というもので……

〔19番「H鋼じゃなか、鋼矢板」〕

鋼矢板の型、型、検討したかということでございますけれども、どうしても岩盤がかたくて、この方法でしか抜けないということから選定をされた。これはその場で協議をされて、そういう選択をされたということでございます。

それから、土質改良についてでございますけれども、これも同じように、岩盤層より上の地層の強度を増すための土質改良ということも考えられたわけでございますけれども、改良施工に時間を要すということと、それから施工費用も高価になってくるというようなことから、工程におくれが少なく、中断層への確実に削孔できる方法ですということ、今回の方法に変えられたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野邦夫議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

おはようございます。もちろん先ほど山口昌宏議員が指摘された技術的な側面からの問題点はあるかと思うんですけど、その前段となる測量業務委託料は当然されている、440,000千円の事業ですからね。その測量業務の中で、こういう結果が出ましたという中に、先ほど建設部長が答弁したのり面の崩壊というのは想定外だったと、想定外というのは地質の問題

ですね。当然その中に地質調査もされている。想定外というのは、よっぽど徹底して調査をやって、それでもなおかつという問題ですね。だから、測量業務委託料の結果がどうだったのかというのが一つあります。そうした上で工法の決定をしていく。

もう一つ気になるのは、入札減だから実質27,000千円の設計変更だと言われますけど、入札減というのは、もちろん予定価格があって、入札減が出てきますね。それと設計変更というのは微妙な関係があるんですよ、業者の関係からいいますとね。ここは非常に慎重に対応せにゃいかんと思うんですよ。そういった意味から聞きますけれども、測量業務委託料というのはどの程度徹底してやられたのかというのが1点です。

もう一つは、工事変更に伴う場合に、発注者側の責任に属するもの、あるいは事業者側の責任というのも出てきますね。そうすると、本契約の中でそのことがどううたわれているのかというのは大事な問題と思うんですよ。設計変更というのは、よっぽどのことがないとしませんね。徹底して計算を積み上げていくわけですから。そうすると、受注者側の責任なのか、発注者側の責任なのかというのを明確にすべきだと思うんです。そこら辺が本契約でどうなっているのかと、それを明らかにしていただきたい。

それともう一つは、この仮契約書が出ていますけれども、そこらが法律的にどうなっているかよくわかりませんので、その根拠を示していただきたいんですけども、設計変更の場合にどちらの責任に属するかという一つの基準があるはずですね。そこを明確にして、どういう論議をされたのか。したがって、発注者側の武雄市が27,000千円の責任を持ちましょうと、あるいは測量業務からずっと積み上げて行って、工法の決定、地質調査も当然踏まえた上で、これは想定外だどうだと判断をどこでしたのか。したがって、それは受注者側の責任という面は全く免責されてしまうのか、まずこの点の答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答え申し上げたいと思います。

契約書の中身についてでございますけれども、設計関係の委託業務という部分については、瑕疵の部分という文言はないということでございます。

それから、この設計を委託して、その委託業者と行政との責任の割合等々でございますけれども、今回、山内町の方で当初設計をされた段階では、当初の設計方法で工事ができるというふうに協議をされて決定をされたということでございます。そういうことから、決定をいたしておりますのが行政の方でございますので、行政の方で責任が多いということでございます。

それから、あと調査はされたものよりも、先ほど申し上げましたように、実際にその工事

をするときに、かたくて入らなかったということと、それから片方、最初に工事がかかった方でございますけれども、すぐ上に、当時は町道でございますけれども、町道が通っておって車が通るといようなことで、それからそのところが、先ほど言いましたが、雨等があったときに亀裂が若干走ったりして、崩壊のおそれもあると、これでは非常に厳しいということから、ぴしっと先ほど言いましたような設計の変更を必要とするというふうにされております。

それから、片方につきましても、予想外の水穴等が出て、土砂が相当崩れ落ちたということから、このままでは非常に難しいと。これも当初の想定外ということでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野邦夫議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

まず、確かに責任は新しい武雄市にあるんですよね、予算を組まにゃいけんわけですからね。やったのは旧山内町の工事であるわけですよ。苦しい答弁、わかりますよ。議会もそうですよ。議会にかかっていないわけですから、我々もね。初めて設計変更が出てきて、どういことなんだという論議をしているわけですからね。

そこで、関係者に聞いておいてほしいんですけれども、今、大石建設部長の答弁を聞きますと、じゃ何もかんも行政の責任なのかと。何のために測量業務を委託して、それを受けて、成果物をもって分析をして工法を決定する。工法を決定したのは旧山内町ですからね。武雄市が工法を決定したんだから、行政の責任です、それはちょっと腑に落ちないんですよ。

そこで、市長に聞きたいですけど、こういう場合、設計変更というのはめったにあるものじゃないですね。たまたまありますよ、やっぱり設計変更というのは。（「設計と言わんばい」と呼ぶ者あり）あるさい。

それは当然そうなんだと納得を経ないと、予算は通らんわけですから。そういう場合に、発注者側と受注者側の責任の度合い。瑕疵担保のことを私は聞いていないんですよ。決定までの過程ですからね。そうすると、過失相殺じゃないけれども、責任の度合いというのは双方にあるわけでしょう。それを丸々行政の側が負わなきゃいかんのかと、その根拠があるんですかと、そこはぜひ市長に聞きたいですけどね。そういう場合、丸々行政が責任を負わにゃいかんですか。ずっと積み上げて測量設計もやる、あるいは先ほどの建設部長の答弁ではのり面の崩壊の可能性があったと、のり面の崩壊の可能性なんていうのは測量調査で当然想定内ですよ。そこら辺は行政の責任のあり方という点では、市長の見解を聞いておきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方からは、技術的な側面ではなくして、この契約について御答弁申し上げたいと思います。

私もこの報告を受けたときは、びっくり仰天いたしました。ちょっと契約変更、私も経験がありますけれども、これはよくある話であります。しかし、額が太過ぎる。これは私はさすがに行政を預かる者としていかなものかと思ったのは率直な事実であります。その上で私が申し上げたいのは、一つは緊張感が行政の方にも、委託を受けた調査会社においても、ちょっと緊張感が足りんのじゃなかろうかということは率直に言って思っております。しかし、これは民民の契約である場合に、先ほど建設部長が答弁したように、瑕疵担保のどっちに、どの分に責任があるというのを契約書に書かない限りは、これは基本的には行政の責任になります。したがって、今後、新武雄市においては、私は記者会見の場でも申し上げましたけれども、一定の負担は受けた方にもあるやろうと、これを契約書に私は明示すべきだというふうに思っております。そうでない限り、こういった議論が果たして市民感情としてそぐうかどうか、私はちょっとそぐわないんじゃないかなというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口攝久議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、2人の方から質問がありまして、その内容については少し輪郭が出てきたわけでございますけれども、私もちょっと気になっている点で、工法の変更という場合とか、いわゆる設計変更の場合に、例えば、工法の変更をした場合には金額が当然違ってくるとなると、最初入札するとき、もしその工法が違っていれば、その業者にはいかんだったかもわからないということもあり得るわけですよ。それはあり得るわけですよ。例えば、クリーンセンターの問題があったときも、さっき今行政の責任云々の問題が出てきましたけれども、業者が責任をとって、もう一遍再調査したときの費用を出したとか、そういうケースもクリーンセンターのときあったわけですよ。そういうふうな感じからしまして、本当に発注者、受注者双方の責任の問題、いわゆるどういう立場かというのは、市長の今の答弁では明記されてなかったから、比較的行政の責任というふうに今の処理が結果的にはなっているような印象を私は受けたわけですが、私もこの議案の資料を見せていただいて、これを見たって、契約書にはそれに関するものは何もないと。普通こういうものかなと。今度の場合の議案は私たち見ていませんし、また新しい執行部も見ていないわけでしょうけれども、現実問題としては、同じ武雄市内で起こる問題の解決をせにゃいかん問題ですから、きちんと審議をせんといかんわけですが、何か釈然とせんもんがございます。

それからもう一つは、私ちょっとつかつかわかりませんが、この工事は今からするんですか、終わったんですか。（発言する者あり）終わった。終わって、何も議会にも何もかけんで終わっているわけですか。非常におとぼけで聞いているわけじゃないですよ。何か

そこらに問題があるような気もするわけです。というのは、私が申し上げるのは、あえて何か済んだ後に議会も何となくこれはだめじゃないかと言にくいような状況になってからばかり議案が出てくるような感じがすることがないではないわけですから、そういう点で、もっと議会というのは、やっぱり市民のそういうものについてもきちんと審査をせんといかんわけですから、そこらの提出の仕方の問題等もやっぱりあるんじゃないかという気はいたします。

そういったものを含めまして、例えば、のり面の崩壊とか、そういうものであれば、いろいろ工法の処置、あるいは緊急性があったからやむを得ずそれを、例えば、予算を追加してもやらにゃいかんやったとかいうふうな理由はわかりますけれども、何か工法的な問題まで出てくると、これ基本的に本当にまたそれでいいのかどうかという問題も出てくるような気がいたしますので、それについては、やはりこれは建設常任委員会にしか付託されない問題でしょうけれども、実際問題として、これはもう全体として、今後こういうふうな形のもので起こってきたとき、実際合併によって、例えば、合併前に……（「質問ばせんね」と呼ぶ者あり）いやいや、質問ですよ、これも。質問です。合併の中で実際に、例えば負担については新市が引き継ぐ場合に、収益あるいは負債も資産も引き継ぐとなったときに、新しい市に負担が、前の契約の段階で起こったことは、あと全部新しい市が引き継がにゃいかんような問題については、やっぱりいかがかと思うような問題もあるような気もするわけですよ。ですから、そういうふうな問題についてもあるもんですから、ここらについて、もう少し資料を、もしあれば、ないということはないでしょう、資料を出してもらって、その上で論議を深めていくべきじゃないかという気がいたします。それについて資料の提出を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員、資料の提出だけでいいんですか。

〔30番「答弁してもらいたいと思います。」〕

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答えを申し上げたいと思います。

何点かございますので、まず1点目の工事業者、これにつきましては、設計に基づきまして入札をして、そして工事をいたしておりますので、その時点で設計どおりの地層ではなかったということでございますので、これは設計業者の方は確かにもっと協議をすべきところがあったかと思いますが、請負業者の方には責任はないかというふうに思います。

それから、時期の問題でございますけれども、これは去年の12月中ごろに当初の工法では工事ができないということがわかって、その後、いろいろ協議をして1月に工法を変えて工事をされております。それから、片方につきましては、その後、土砂崩れが起きております

ので、その後また再度工法を検討されて工事をされております。当然、工事をされる段階において議会等にお諮りをすべきものだというふうに思いますけれども、ちょうど2月末ごろになって、この分の金額等々が明らかになったというようなことから、山内町の議会においては間に合わず、当然3月も議会はないわけでございますので、6月の新市の議会にかけざるを得ないということから、今回の6月の議会にかけられております。

それから、先ほど申されました資料の件でございますけれども、資料の中身につきましてもう少し詳しくお聞きした後、必要なものについては提出をさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口攝久議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、議会にかけるまでの時間的なものの経過がありましたので、そうわからないではございません。しかし、私が申し上げたかったのは、そういうふうな議会というものに対して、やっぱりきちんと責任を私たちも持たにゃいかんわけですから、今度の場合は山内町の議会だって、そういうふうな論議を十分できる立場になかったし、また議会そのものが存在しなくなっておった時期ですから、それはわかりますので、ただ、先ほど私が言いましたように、例えば、山内町でそういう論議をされて、結局プラスじゃなくて負の遺産を即市に持ってくるんじゃないかという表現に聞こえたとすれば、これはもう私は訂正いたしておきますけれども、要するにそういう論議をされた中で、やはり当然新市において引き継ぐものは引き継がにゃいかんけれども、そこらについては、それぞれお互いがやっぱり良識と、そういう立場において論議をしていくわけですから、そこらについては御理解をいただきたいと思えます。

資料は、この契約書の写しは仮契約書としてありますけれども、少なくともすべてが仮契約書じゃなかったわけでしょう。ですから、設計変更した分は仮契約書にまたなるでしょうけれども、その手前の契約書についてもやっぱり資料として、当然委員会は出されるでしょうけれども、また見せていただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

23番江原一雄議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

幾つか、これまで旧山内町のし尿処理施設建設について、疑問に感じた点も含めて、こういう形で吹き出ているのかなと感じております。それとあわせて、合併劇ということがありまして、私は本当に地元の近くにあるわけですが、先ほど建設部長の答弁でありましたように、この工事を昨年12月に工法をやり直したと。私どもは当時は議決しか知りませんので、そうした変更が起こっていることもわかりません。今現在、この工事は完了したんでしょう、

しているんでしょう。そこの確認ですが、現状はもう終わっているようにしているんじゃないでしょうか。ですから、こんなことが起こっているのがおかしいんですよ。市長も言われましたように、27,000千円の変更ですよ。ですから、もう工事が終わっているのをここで議決して、はい処理してくださいという議決の変更なんですよ。これが許されるのかなと、まずその工法のどうだこうじゃなくて、だというのが私は問題なんですよ。

先ほど市長、今まで違う立場での認識で、非常に新鮮に私は受けとめたんですが、それは緊張感がないという意味で、その緊張感の最たるものは、私はこれまで平成6年以降、10数年以上かけて山内町の下水道事業を進めてきましたけれども、この設計業者はすべて佐賀県土地改良連合会、通称土改連です。当時、議会の中でも土改連に対してのいわゆる丸投げと申しますか、この設計に対しての。やっぱり競争がないと、そういう意味で私は市長にお願いしたいのは、この土改連の組織の形態、ここの問題を本当にやっぱり正しく指摘をしていただければなど。緊張感がないということは、私はそういう意味では本当に設計部を携わる方の責任は重いと思います。市長はそういう形で、そこのところについて、もちろん担当部局の問題もありますけれども、やはり旧町、あるいは現在の市の職員も含めてだと思いますが、専門的な問題からいきますと、その専門を担っているのは、やっぱりそのために設計業者に設計を委託しているわけですから、その辺の関係を非常に明らかにしていただければなどというのが一つの私の質問のそれに対する認識をお聞きしたいということです。ですから、これは建設部長にお聞きしたいのは、だから、こういう合併劇のもとで工事は進められてよかったのかということなんですよ。この2点いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

お答えいたします。

先ほど来、多くの御意見をいただいておりますけど、私は、今回のこの変更設計の原因は何だろうかと考えたところ、やっぱり地質調査をした上で設計をしたわけですけど、その見方の誤りがあったんじゃないかなと、甘かったというんですかね。もう一つは、市役所側の技術屋の何というか、経験不足というんですかね、そういうのも一つあったというふうに気がいたしております。そういう形で、新しい市になった以上、たくさんの技術屋もおりますので、これから先はこういうことが二度とないようになっていきたいと思います。

それから、工事の進め方でありまして、従来、こういう工事につきましては、途中で設計変更がありましたら、できるだけ早く議会に報告をして、そして契約の承認は後日になることもあり得るかと思っておりますけど、今から先も早く情報をおつなぎしながらやっていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11．第56号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について及び日程第12．第57号議案 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

まず、第56号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。議案集の28ページでございます。

本議案につきましては、武雄市体育施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理候補者の公募は、平成18年3月28日から4月21日まで行いまして、2件の申請がなされました。候補者の選定に当たりましては、武雄市指定管理候補者選定委員会で資格審査、書類審査を行った後、選定委員による採点の結果、合計点が最も高かった者を指定管理候補者として決定されたところでございます。

施設でございますが、白岩体育館初め9施設でございます。

指定管理者となる相手でございますが、武雄市武雄町大字武雄4814番地、財団法人武雄市体育協会、会長原隆司氏でございます。この財団法人は平成3年8月21日に財団法人として認可、協会としては昭和29年に任意団体として発足されておりまして、平成4年から現在まで14年間、武雄市体育施設の管理運営をしていただいております。

指定の期間ですが、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月としております。

別冊の議案資料の5ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、こちらに施設の名称、所在地、設置目的、施設規模を記載いたしておりますが、主な管理業務でございますけれども、体育施設の管理運営と体育施設の利用許可等もこの中に含まれます。それから、体育施設の維持管理、こういった業務をしていただくこととなります。

なお、眉山キャンプ場の使用申し込みの受け付けとか許可証の交付、それから使用料の収納、用具等の貸し出しにつきましては、従来どおりこちらの方にあわせてやっていただくということにしております。

それから、使用料については、指定管理者の歳入となる利用料金制をとるということにいたしております。

次に、第57号議案 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定についての補足説明を申し上げます。

議案集の29ページでございます。

本議案につきましては、武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定について、第56号議案

と同様、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

当該施設につきましては、旧武雄市の選定委員会で武雄市眉山キャンプ場は、地域密着型の施設でもあり、地元で管理していただいた方が総合的な管理が遂行されるということで、非公募施設とすることを決定されておりましたので、新市になりまして、最初に開催されました選定委員会で非公募とすることについて確認をし、候補者として決定されたものでございます。

指定管理者となる相手方でございますが、武雄市若木町大字本部17961番地2、菅牟田区、区長久保順次氏でございます。菅牟田区においては、昭和47年4月から現在まで34年間、眉山キャンプ場の管理業務を行っていただいております。

指定の期間でございますが、先ほどと同様、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月としております。

別冊の議案資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

施設名称等を記載しておりますが、敷地面積は3万2,506平米、これはすべて地元菅牟田区から市がお借りをいたしております。

なお、主な管理業務につきましては、キャンプ場の整備、野焼き等でございますが、そのほかキャンプ場の施設整備の維持管理等をやっていただくことにいたしております。

なお、利用料金制度はとらずに、使用料として従来どおり公金とすることにいたしております。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第56号議案及び第57号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第56号議案及び第57号議案はいずれも総務文教常任委員会に付託をいたします。

議事の都合上、ここで11時40分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 11時28分

再 開 11時41分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13．第58号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について、
日程第14．第59号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について、日程第15．第60号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について、及び日程第16．第61号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定についての4件を一括議題といたします。
提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

まず、第58号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

当該施設は、農村地域における高齢者と地域住民との交流促進を図り、高齢者の生きがいづくりと農村地域の振興に寄与することを目的に、平成8年度に農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業として県補助金を受け、若木町、中山地区内に建設したものです。

施設の概要といたしましては、木造平家建ての、床面積が101.43平米となっております。

平成9年4月の開設と同時に、地元中山区と管理運営委託契約を締結し、施設の管理運営に係る費用は地元負担として維持管理を行ってきたところです。このような状況を踏まえ、管理施設の申請については、旧武雄市の選定委員会で当該施設がもともと地区の公民館としての役割を担い、地域密着型の施設であることを理由に非公募施設とすることを決定していましたので、新武雄市になって最初に開催した選定委員会で非公募施設とすることについて確認をし、特定の団体を候補者として決定いたしました。

指定管理者となる相手は、武雄市若木町の中山区でありまして、代表者は中山区長笠原征夫氏となっております。

施設利用料は無料とし、管理経費は地元負担といたしております。

また、指定の期間といたしましては、本年9月1日から平成28年3月31日までの9年7カ月といたしております。募集要綱の運用指針では、指定期間について原則3年となっておりますが、施設の特異性と地元地区からの中・長期的な指定期間の要望を考慮して10年以内としたところでございます。

続きまして、第59号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定についての補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理施設の申請については、市報、市ホームページ等で公募の周知をし、平成18年3月28日から4月21日まで公募を行ってりましたが、1件の申請がございました。

候補者の選定に当たっては、武雄市指定管理候補者選定委員会で資格審査、書類審査を行い、施設の管理を行う上での選定基準を満たしていると判断し、指定管理候補者として決定いたしました。

指定管理者となる相手は、武雄市勤労者福祉協議会、会長新里貢氏で、市内に居住、あるいは市内の職場に勤務する勤労者をもって組織された団体でございます。指定する団体は、昭和48年の会館設立依頼、当施設の管理運営を委託している団体で、経験、実績を有してお

りまして、指定管理者としてふさわしい団体と考えております。

指定の期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月といたしております。

管理対象となる施設の規模、構造等についてですが、鉄筋コンクリート2階建てで、延べ床面積は804.6平米、大会議室や和室を初め九つの部屋を有し、勤労者のみならず一般市民の方々についても利用をいただいているところです。

主な業務については、会館の管理運営業務でありまして、利用申し込み受け付け、清掃、保守管理などです。

使用料については、利用料金として指定管理者の収入となっております。

続きまして、第60号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定についての補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

管理施設の申請については、平成18年3月28日から4月21日まで公募を行い、3件の申請がありました。候補者の選定に当たりましては、武雄市指定管理候補者選定委員会で資格審査、書類審査を行った後、委員全員による採点の結果、すべての選定基準に配点があるものの中から、各選定委員が採点したものの合計点が最も高かったものを指定管理候補者として決定いたしました。

指定管理者となる相手方は、武雄観光物産株式会社、代表取締役大渡利彦氏でございます。当該団体は、現在、物産館を経営し、企業努力により売り上げも好調でございます。今後、指定管理者になることにより、いろいろな企画をして営業努力されることが見込まれます。

候補者の団体概要ですが、平成10年9月、会社を設立されております。業務内容といたしましては、観光物産品及び海産物、農産物の卸販売、惣菜食品の製造、卸販売、料理仕出しに関する業務となっております。

指定の期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月といたしております。

管理対象となる施設は、為朝館、水車小屋、水車、からくり人形、駐車場等でございます。

主な管理業務につきましては、川古の大楠公園の利用に関すること、これは具体的に川古の大楠の利活用と観光案内、PR、有料施設利用料金徴収、からくり人形上演等でございます。それから、川古の大楠公園の維持管理、これは全般的な維持管理、それと大楠の保護と育成、それからその他大楠公園の管理運営に関して市が必要と認める事業ということで、警備業務委託契約、浄化槽保守点検委託契約、物産等の販売、こういうものでございます。

使用料については、利用料金として指定管理者の収入となります。

続きまして、第61号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定についての補

足説明を申し上げます。

本議案につきましても、武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理施設の申請については、市報、市ホームページ等で公募の周知をし、平成18年3月28日から4月21日まで公募を行ってりましたが、1件の申請がございました。

候補者の選定に当たっては、武雄市指定管理候補者選定委員会で、資格審査、書類審査を行い、施設の管理を行う上で選定基準を満たしていると判断し、指定管理候補者として決定をいたしました。

指定管理者となる相手でございますけれども、竹古場キルンの森公園運営協議会、会長山口俊朗氏でございます。当該団体は、竹古場キルンの森の公園設置後、管理運営に携わっておられ、当該公園のこともよく御存じでございます。今後、指定管理者になられることにより、いろいろな企画をして営業努力されることが見込まれます。

候補者の団体概要でございますけれども、平成8年10月24日に竹古場キルンの森公園運営協議会が設立をされております。同年11月1日、竹古場キルンの森公園管理運営の委託業務が開始され、以後現在に至っております。

業務内容でございますが、竹古場キルンの森公園の全般的な運営と維持管理、竹古場キルンの森公園を活用した地域の活性化、その他地域の振興に関する事項、武雄世界一登窯祭り開催への協力となっております。

指定の期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月といたしております。

管理対象となる施設は、飛龍窯、向窯、工房、休憩所、倉庫、広場、駐車場等で、敷地面積は2万8,646平米でございます。

主な管理業務につきましては、竹古場キルンの森公園の利用に関すること、これは観光案内、PR等でございます。それから、竹古場キルンの森公園の維持管理、その他公園の管理運営に関し、市が必要と認める事項といたしております。

使用料は利用料金として指定管理者の収入となります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第58号議案、第59号議案、第60号議案及び第61号議案に対する質疑を開始いたします。

22番平野邦夫議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

第58号議案から第61号議案の指定管理者の指定についてでありますけど、中でも第60号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について質疑をしたいと思います。

四つの指定管理者の中で、この第60号議案に関する指定管理者が、いわば民間の株式会社

ですよね。こういう点で質問するわけですが、3団体からの公募があったと、これは物産館の武雄観光物産株式会社と、あと2団体がどこなのか教えてください。

もう一つは、選考委員会が設けられて、選定基準を設けて、採点の結果、一番多かったと。その選定基準の中身ですが、例えば、施設の効用の最大限の発揮だとか、あるいは管理を安定して行う人力、財政基盤はどうなのかとか、幾つかありますよね。その選定基準をほかの議案とのかかわりもありますので、出させていただきたいと思います。

それから3点目は、契約書を交わされるんでしょうけれども、リスクの分担比がどうなっているのかと。公の施設の管理は基本的な管理は市がしますよね。運営に関しては指定管理者がやりますけれども、ここは株式会社ですから、利潤追求も行うわけですよね。ほかのところは違うと思うので、リスクの分担比はどうなっているのか、示させていただきたいと思います。例えば、不可抗力による施設の被害とか、そういう場合に設置者が負担を負うのか、あるいは指定管理者の方の責任に期するのかと、そういう点を明らかにさせていただきたいと思います。

もう一つは、指定管理者制度を昨年、条例を出されたときに、武雄市の委託料が減るんじゃないかと、そういう論議もここであったというふうに思うんです。これは18年度の予算との関係がありますけれども、ここで委託料との関係で答弁をお願いしておきたいと思います。17年度を見ますと、大楠公園に関して言いますと、市の雑入240千円ありますね。これは精米利用料、これは18年はゼロになっています。それは当然でしょうけれども。もう一つは、17年の240千円の収入と委託料が2,714千円、だから、実質240千円の収入があって、委託料2,714千円出てきますので、実質、市の委託料というのは2,474千円、これが18年度を見てみますと、大楠公園管理委託料980千円、もう一つ委託料がありますね、大楠公園管理等委託料2,164千円、これ合計しますと3,144千円、二つの委託料を足しますとね。それで、17年度と18年度を比較しますと、670千円ここでふえてきているんです。ですから、指定管理者を設けて、公の施設の管理運営を任せる、そうすると市の委託料は減るんじゃないかと考えていましたけれども、この二つの委託料を足しますと、結果として670千円、精米の利用料は入ってきませんからね。ここがどうなっているのか、ぜひ答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、1番目に申請が3件あったけれども、どこどこかということでございます。

一つは、竹古場キルンの森公園運営協議会でございます。（「違うぞ」と呼ぶ者あり）あつ、申しわけありません。失礼しました。

川古の大楠保存会でございます。申しわけありません。それから、もう一つが特定非営利

活動法人循環型建物研究塾でございます。それから、もう一つが武雄観光物産株式会社でございます。

それから、選定基準でございますが、選定基準につきましては、三つございまして、公の施設の運営が市民の利用に関し、公平性を確保することができるものであること、それから二つ目に経費の縮減が図られる、三つ目に物的能力及び人的能力を有しているという、これが選定基準といたしております。

それから、リスクの分担でございますけれども、これは協議書を締結する中でやるわけでございますが、基本的には施設自体の瑕疵により損害が生じた場合は、設置者としての市が賠償責任を負うことということになっております。

それから、委託料でございますが、委託料につきましては、18年度につきましては、これまでの委託料と指定管理者に対する委託料を分けて今回予算を計上いたしております。

平成17年度より費用がふえているんじゃないかということでございますが、ちょっと調べてからまた後ほど御答弁申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野邦夫議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

公の施設を指定管理者制度として民間とか地元へ委託する 委託するというか、指定管理者を設けるという論議の出発点は、いわば経費の節減、経費の中身というのは主に委託料ですね。この節減につながるということが一つあったと思うんです。ですから、私は去年の予算と18年度の予算を比べてみてどうなっているのかなど。それは提案する側はそこところ調べて、実質670千円ふえているわけですからね、そこをはっきりさせていただきたいと思えます。

それから、先ほど3団体からということですが、大楠公園の指定管理者だけが民間の株式会社ですよね。そのほかのところはもうほとんど地元重視、協議会であつてみたり、まちづくり推進協議会であつてみたり、保存会であつてみたり、地域の活性化、あそこに大楠公園をつくるときの論議というのは、地域の活性化といいますか、コミュニティーの場とか、そういうものとしてここで論議をされ、必要な施設を見に行ったりして、あそこはできていったんですよね。だから、そういう面を考えてみますと、株式会社があそこを指定管理者として手を挙げて、そこは一たん物的な面でも金銭的な面でもしっかりしているからと。そういう面だけで見ますと、それはそうでしょうけれども、そこはぜひどうしてそこだけが株式会社なのかというのが一つ、何といたしますか、もう一度明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

川古の大楠公園の指定管理者につきましては、先ほど申し上げましたように、3件の申請がありまして、選定委員会を開きまして、その中で、結果として武雄観光物産株式会社の方が選定をされたということでございます。

武雄観光物産株式会社につきましても、地域住民との連絡をとりながら、あの場所については観光のPR等もやっていくということで方針も上がっております。

委託料の件でございますけれども、委託料は今後指定管理者として指定をいただきますと、申請書を出されております中身を指定管理者の方と協議をいたしまして、その中で決めていくと、予算の範囲内で決めていくということにいたしております。

川古の大楠公園の委託料の件でございますが、平成17年度は委託料として入れていなかったものを今回まとめて委託料として入れているということでふえているということでございます。中身的には、普通障害保険料、俳句審査謝礼、それから俳句書きかえ料、それから俳句入賞者賞品、為朝館消耗品、こういうものを別に委託料じゃなくて予算で計上していた分を、今回はこの分もまとめて委託料として上げた分でございます、その分でふえているということでございます。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第58号議案から第61号議案まで4件の議案はいずれも産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第17．第62号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第62号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

本議案につきましては、武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理施設の申請については、旧武雄市の選定委員会で、この施設は平成4年10月の矢筈ダム建設公園整備以来、今日まで地元地域との関連性が強く、また収益が見込めず、公募に不向きな施設であるとの理由により、非公募施設とすることを決定しておりましたので、新武雄市になって最初に開催した選定委員会で非公募施設とすることについて確認をし、特定の団体を候補者として決定をいたしました。

指定管理者となる相手方でございますが、団体名が西川登町づくり推進協議会、代表者は会長山北正高氏でございます。

候補者の団体概要を申し上げます。昭和55年11月、長崎自動車道、西九州自動車道、矢筈ダムの大規模事業に対して、まちの振興策を講じるため発足され、その後は住みよいまちづくり、活気あふれるまちづくりの実現に向けて活動をされております。事務局は西川登公民館内にございます。

指定の期間でございますが、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月といたしております。

管理対象となる施設は、ダム広場約1万3,000平米、桜台広場約5,200平米、並びにダム外周の市道わきの植栽でございます。

主な管理業務については、多目的広場、ナイター設備がついておりますが、これと、テニスコート、駐車場等、施設の維持管理と広場全体とダム外周市道わきの草刈り、植栽の管理でございます。

なお、使用料が指定管理者の歳入となる利用料金制については、これを採用いたします。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第62号議案に対する質疑を開始いたします。

6番宮本栄八議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私は突っ込んだ質問ではないんですけども、この指定管理者について、一般質問でも早くしてくれというような形でずっと言っておったと思いますので、よかったと思いますけれども、応募者が少ないなというのをまず思ったわけですね。それはホームページと市報ということでありますけれども、多分その市報の中に何千万円、何百万円で請け負える、内容はどのようのが書いていないから、みんな一体応募していいものかよくないものかわからないんじゃないかなという点で、公募のあり方がこれでいいのかなという、変更の余地はないのかなというのが1点ですね。

それで、選定委員会のことです。前の武雄温泉ハイツの貸し先を決めるときにも、もともとは部長とか助役ということになって、それに市民の方とか経営のプロを入れた方がいいということで、途中入れられたと思うんですけども、この指定管理者についても助役、部長だけじゃなくて、そういう専門家なり市民の代表を考える余地はないのか。

もう1点は、管理を委託されておりますけれども、その管理をちょっと任せっ放しにして、よく管理ができていないというのを市民から指摘されたりしたときに、その立入検査じゃないですけども、その辺のことについては管理状況把握については、どういうふうになっているのか、その3点についてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、公募の仕方ですけれども、これはもう先ほどそれぞれの部長が申し上げたような方法でやっております。その中で、最終的に応募をされたのが、先ほどの説明の中にあったわけですけれども、説明会の参加にはそれぞれ、1団体というのが竹古場キルンの森公園だけで、あとは3団体とか5団体、説明会には出席されておりますので、一定周知ができたものというふうに判断をしております。

それから、今後の選定に民間の方をどうかということでございますけれども、今回は特に施設の設立、あるいは建設までの経緯、それから施設的内容及び特徴、管理状況、利用状況等、これはこれまでずっと管理委託をしてきておりますので、している市の職員の方が把握ができていないんじゃないかというようなことも含めて、今回は市の職員だけで委員を構成しております。今後またこの指定管理者制度については、ほかの施設も含めて検討することにしていきますので、そのときはまたそういったことも含めて検討したいというふうに思います。

管理のチェックについては、指定管理者に事業報告を求めることができるというようなことであっておりますので、そういうことを求めながらチェックをしていきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時12分